

# 平成23年度の年金額のお知らせ

## 平成23年度の年金額は、0.4%の引き下げとなります。

総務省より平成22年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率について、マイナス0.7%となったことが公表されました。

既裁定者については、法律上、直近の年金額引き下げの年（平成17年の物価が基準）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。

平成22年の物価は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、平成23年度の年金額は0.4%の引き下げとなります。（4・5月分が支払われる6月15日の支払いから、額が変わります。）

## 被扶養者としての要件をお確かめください

春は異動の多い季節です。組合員被扶養者証をお持ちの方で次のような場合は、被扶養者としての要件を欠くこととなりますので、共済事務担当課を通じ共済組合へ早急に取り消し手続きをお願いします。

### 要件を欠く事由

- ① 就職し、勤務先の健康保険に加入
- ② 収入が増加

(例) ・給与収入……過去1年間（4月から3月など）の累計で認定限度額<sup>\*</sup>を超過  
・年金収入……新たに公的年金の受給権が発生、または年金額が改定されたことにより、認定限度額<sup>\*</sup>を超過

<sup>\*</sup>認定限度額とは、障害を事由とする年金受給者または60歳以上の年金受給者は年額180万円。それ以外の方は年額130万円。

これら以外にも要件を欠く事由があります。詳しくは共済事務担当課へお尋ねください。

なお、取消日以降に組合員被扶養者証で受診されました医療費は、後日共済組合に返還していただくこととなります。手続きが遅れますと、その分返還額が高額となることもありますので、十分にご注意願います。

### 本組合の被扶養者認定要綱等の一部見直しを行っています

医療費の増高や拠出金の増加が共済組合の財源に影響を及ぼし、短期財源率の上昇を招き組合員の皆さんから徴収する掛金及び地方公共団体からの負担金の増加の一因となっています。

このことから短期給付財政安定化計画に基づき被扶養者認定の適正化を図るため、他県市町村職員共済組合及び健康保険組合の被扶養者認定基準等を参照し本組合の被扶養者認定要綱及び取扱い基準の変更を現在検討しています。

### 【主な見直しの検討内容】

- ① 所得年額等の算定方法及び所得年額の範囲の見直し
  - ・給与所得について、1年以内の累積額ではなく、毎月の収入で判断するかどうか
  - ・年金所得の範囲について、企業年金や個人年金等の私的年金を認定上の所得の範囲に含めるかどうか
  - ・事業所得における必要経費のうち給料・賃金を認定上の必要経費の範囲に含めるかどうか
- ② 主たる扶養義務者の確認方法の見直し
  - 認定を受けようとする者について、扶養手当が支給されている場合であっても、他の扶養義務者の有無及び所得額の確認を行うかどうか
- ③ 別居者の認定の見直し
  - 組合員から別居者への仕送り額の確認方法をどのようにするか

上記に記載しました見直しの内容については、あくまで現時点において検討中のものです。